社会保障審議会医療部会 荒井奈良県知事意見

平成 25 年 8 月 2 日

- 1. 先般の医療部会において、「知事会はじめ地方行政の関係者と厚生労働省はじめ国の医療関係者との間で、建設的で忌憚のない意見交換が行われることを期待します。」と申し述べたところ、早速先月 18 日に医療法改正に係る厚生労働省と都道府県との協議が開催されましたことを感謝申し上げます。
- 2. 知事会においても、早速医療法改正についての勉強会を立ち上げました。 今後とも、真摯な意見交換を行い、医療法改正に向けて、建設的に協議が進むようにしていきたいと考えています。
- 3. 近い将来、高齢化に伴う大幅な病床不足が確実に見込まれる中、病院・病床の機能分化、機能に応じた医療資源の集中投入は喫緊の課題であり、医療法改正とこれに基づく具体的な施策の展開は早急に実施すべきであると考えており、私としても積極的に協力をしたいと考えています。

4. 診療報酬について

- (1) 診療報酬は、国において決められることですが、医療機関とって極めて 大きなインセンティブとなるため、診療報酬による誘導は慎重な配慮が必要と 考えます。このことは、かつて7:1看護に関する診療報酬改定が病床の偏在 を招いたことをよく検証する必要があります。
- (2) 医療機能分化については、医療法と診療報酬を車の両輪として進めることが必要である、との厚労省の考え方が既に示されています。医療機能分化について、「地域医療ビジョン」の策定など、都道府県において一定の役割を担うことが求められている以上、地域の実情に応じて医療機能分化に資する補助金の創設を強く要望をします。そして、この補助金は、施設整備に限定することなく、ソフト事業も対象とし、公立病院・民間病院のいずれも対象とすることが重要です。
- (3)診療報酬は全国一律で地域の実情にきめ細かな対応はできない反面、補助金は地域の実情に応じて、医療資源を適正に配置する有効な誘導策となり得るため、診療報酬はこの補助金と整合的な形で、目標を明確にして重点化することが必要と考えます。
- (4)補助金、目標が明確にされた診療報酬と併せて、都道府県が主体的に、 地域の実情に応じた最適な医療提供体制を構築できるような手法の導入につい ても、この際実現していただくことを要望します。